

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽咋市長 岸 博一

市町村名 (市町村コード)	羽咋市 (17207)
地域名 (地域内農業集落名)	邑知潟地区 (西潟、東潟、南潟、尾長、千田、上江、円井、菱分の一部、堀替新の一部、次場の一部、吉崎の一部、深江の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者が大部分を耕作している。
- ・担い手の高齢化が進んでおり、経営規模の拡大に伴い経営の省力化や将来の新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・各担い手が経営する農地の集約化や新たな担い手の育成を促進することで対応していく。
- ・令和7年度から圃場整備が実施予定であり、担い手の農地集積及び集約を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	601.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	582.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地集積を図り、農地を維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・県営土地改良総合整備事業による基盤整備の実施に向けて、現在計画を策定中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待される防除作業の委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②自然栽培農業をはじめとした環境保全型農業を推進していく。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を利用し、地域の農地(住宅地又は林地との間にある農地を含む)の維持、保全を図る。